

みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2020年2月 ▶



税務の話題

2020年（令和2年）の所得税から適用！ 「基礎控除への振替」と「所得金額調整控除」について

2020年1月号の事務所通信でもお伝えした内容ですが、
改めて、2020年以後の所得税について適用される税制についてご案内をいたします。

「基礎控除」2019年までは...

「“基礎”控除」という名称のとおり、誰でも適用できる
所得控除です。個人の状況(所得の多寡)に関わらず
38万円 とされていました。

この金額が改正されます ⇒⇒⇒

所得控除＝税金がかからない金額になるということです。

プラス10万円！大きいですね！

ただ、こちらは純粋に増額されるわけではなく、

「給与所得控除額(もしくは公的年金等控除額)」から振り替えられることになります。

「給与所得控除額」はさらに...

収入金額によって段階的に設定されていますが、その上限が大幅に下がります！



給与所得控除

一律 10万円引き下げ

上限:収入 1,000万円超で 220万円

→ **850万円超で195万円** に

(裏面参照)

ここで、お気づきの方もいらっしゃると思います。
そう、高収入(高所得)の方にとっては、
実質的に負担増となっています。そこで、

「所得金額調整控除」が創設

(前提)給与等の収入金額が850万円超の方

+

(要件)・特別障害者

・年齢23歳未満の扶養親族がいる

・特別障害者である同一生計配偶者、
扶養親族がいる



のいずれかに該当

**(給与等の収入金額
- 850万円)×10%**

が所得から控除されます。

ただし、収入金額は1,000万円が上限。

つまり控除額の上限は、15万円です。

これらの適用開始に伴い、

「源泉所得税額表」が改正されています。

毎月のお給与明細を給与システムで作成されている方は、

適宜、変更されていると思いますが、

「定額の役員報酬だけだから...」という方も

この機会に、一度ご確認をお願いいたします！